

むつ市資源ごみ等分別運搬業務委託仕様書

1. 業務の趣旨

この業務は、むつ市（以下「発注者」という。）が業務のために供する施設を適正に管理するとともに、資源ごみとして分別収集された紙類、びん類、ペットボトル及び白色トレイ並びに有害ごみ（以下「資源ごみ等」という。）を定められた荷姿で下北地域一般廃棄物等処理施設（以下「アクセス・グリーン」という。）へ搬入するために分別し、アクセス・グリーンへ運搬する業務であり、資源回収の効率化を目的としている。

2. 業務の実施

この業務は、むつ市（以下「発注者」という。）が指示する業務の範囲内において、事業協同組合の構成員であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から第3号までに定める基準に適合し、廃棄物の収集運搬の経験を1年以上有するむつ市一般廃棄物収集運搬業の許可事業者のうちから、実際に業務を実施する者（以下「業務実施者」という。）を定め、「委託業務実施者の届」により発注者に届け出た上で、業務実施者が実施すること。

また、業務実施者を変更する場合、委託業務実施者変更申請書を提出し、市民の混乱を招かないよう、前任者と同ルート、同時間さらには、啓発シールの貼付基準を保つように十分な協議すること。

3. 業務内容

- (1) 業務実施者は、発注者が指定する施設において、市内各収集場所から収集され、搬入された資源ごみ等を適正に分別すること。なお、びん類、ペットボトル等を施設内で洗浄するまでは不要とするが、著しく汚れているものについては、もえるごみ又はもえないごみとして適切に分別すること。
- (2) 業務実施者は、分別済みの資源ごみ等を定められた荷姿で、発注者が指定する施設まで運搬し、搬入すること。
- (3) 業務実施者は、発注者が別に委託する第二類収集運搬業務を遂行している車両を安全、かつ効率的に誘導し、荷下ろしさせなければならない。
- (4) 業務実施者は、分別作業により発生した可燃ごみ及び不燃ごみを適正に処理すると共に、発注者が分別作業のために供する施設を衛生的に管理しなければならない。

4. 搬入施設

業務実施者は、分別した資源ごみ等をアクセス・グリーンへ搬入することとし、その際は、当該施設係員の指示に従わなければならない。

また、アクセス・グリーンにおける設備の故障等の理由により、資源ごみ等をアクセス・グリーンに搬入できない場合、発注者の指示に従わなければならない。

5. 業務の時間及び休日

- (1) 稼働日等は、別紙「むつ市資源ごみ等分別運搬業務委託指定地区仕様書」のとおりとする。
- (2) 業務の時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (3) 休日は、日曜日、年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）及び発注者が指定した日とする。

6. 機材及び人員

- (1) 分別作業従事者（非常勤可）は、別紙「むつ市資源ごみ分別運搬業務委託指定地区仕様書」で指定した人数以上とし、発注者が指定する施設における資源ごみ等の分別作業、アックス・グリーンへの資源ごみ等の搬入作業及び発注者が分別作業のために供する施設の衛生管理等を主な業務とする。
- (2) 業務実施者が業務を行うために使用する車両は、むつ市一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている車両で、車体の形状が「キャブオーバー」であり、最大積載量が 2,000kg 以上の車両とする。
- (3) 業務実施者は、業務を指導監督する主任者を定め、「委託業務主任者通知書」により発注者に通知しなければならない。
- (4) 業務実施者は、業務に使用する車両 1 台につき 1 名以上（運転手を含む。）の人員を配置し、業務に従事しなければならない。
- (5) 業務実施者は、業務に使用する車両及び人員等について「委託業務使用車両等届出書」により発注者に届け出なければならない。なお、届け出た事項に変更が生じた場合は、速やかに再度、発注者に届け出ること。
- (6) 受注者及び業務実施者は、業務に使用する車両が故障した場合等、トラブルが発生したときは、速やかに適切な措置を施すとともに、発注者に報告し、指示を受けなければならない。この時発生した修理費用等は受注者の負担となるため、十分注意すること。
- (7) 業務実施者は、業務に使用する車両の前後左右 4 箇所に「むつ市業務委託車」と明示しなければならない。
- (8) 業務実施者は、業務に使用する車両について、自動車損害任意保険（対人無制限、対物 1 千万円以上、搭乗者障害 1 千万円以上）に加入しなければならない。車両保険については、自己防衛のため加入を推奨する（任意）。
- (9) 業務実施者は、発注者が指定する施設において、発注者が所有するフォークリフト等の機材を使用することができる。なお、フォークリフトを使用する場合、事前に発注者に届け出ること。

7. 業務報告

- (1) 受注者は、業務を実施した日ごとの委託業務履行状況を記入した「資源ごみ等分別運搬業務作業日報」を各月ごとにまとめ、翌月の 7 日までに発注者に提出すること。3 月については、月末までに提出すること。
- (2) 受注者は、各月ごとの委託業務履行状況を指定された「資源ごみ等分別運搬業務報告書（月報）」にまとめ、翌月の 7 日までに発注者に提出すること。3 月については、月末までに提出すること。

8. 費用負担

業務の履行に要する費用は、全て受注者又は業務実施者の負担とする。ただし、発注者が受注者又は業務実施者の使用を認めるフォークリフト等の機材に係る燃料費及び経常的な維持管理費並びに発注者が業務のために供する施設の経常的な維持管理費については、発注者の負担とする。

9. 委託料

- (1) 受注者は、各月の業務終了後、翌月の 7 日までに請求書を発注者に提出すること。3 月については、月末までに提出すること。
- (2) 社会情勢及び発注者の指示による運搬経路の変更等、業務内容に変更が生じたことによって燃料費等の必要経費に増減が生じた場合にあっても、委託料は変更しない。

10. 厳守事項

- (1) 受注者及び業務実施者は、従業員に対して安全衛生教育等を実施し、事故の防止に努めなければならない。
- (2) 業務実施者は、業務を履行するに当たり、発注者が業務のために供する施設及びその周辺の清潔の保持に努めなければならない。
- (3) 業務実施者は、運搬業務を履行するに当たり、資源ごみ等の飛散や落下を防止する措置を採らなければならない。
- (4) 業務実施者は、本業務に従事している間、その他一切の廃棄物を収集運搬してはならない。
- (5) 受注者及び業務実施者は、業務を履行するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。）、むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 6 年むつ市条例第 3 号。）、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。）、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。）及びその他の関係法令を遵守し、誠実に業務を履行しなければならない。

11. その他

受注者及び業務実施者は、災害等により一時的に大量の廃棄物が発生し、発注者からその収集運搬について協力要請があったときは、最大限の協力をしなければならない。